

## 土木森林環境委員会会議録

日 時 平成22年10月4日(月) 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後3時55分

場 所 第1委員会室

委員出席者 委員長 棚本 邦由  
副委員長 丹澤 和平  
委員 深沢 登志夫 皆川 巖 大沢 軍治 望月 清賢  
岡 伸 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 な し

### 説明のため出席した者

県土整備部長 小池一男 理事 河西邦夫 県土整備部次長 酒谷幸彦  
県土整備部技監 山本 力 県土整備部技監 上田 仁  
総括技術審査監 樋川和芳 県土整備総務課長 末木正文  
美しい県土づくり推進室長 山口雅典 建設業対策室長 秋山 剛  
用地課長 市川正安 技術管理課長 中嶋晴彦  
道路整備課長 野中 均 高速道路推進室長 市川成人  
道路管理課長 丸山正視 治水課長 井上和司  
砂防課長 伊藤学樹 都市計画課長 河西秀樹 下水道課長 小野邦弘  
建築住宅課長 和田健一 営繕課長 石原光広

森林環境部長 中楯幸雄 林務長 岩下正孝  
森林環境部理事 石合一仁 森林環境部次長 山本正彦  
森林環境部技監 深沢 武 森林環境部参事 清水利英  
森林環境総務課長 深尾嘉仁 環境創造課長 小野 浩  
大気水質保全課長 窪田敏男 環境整備課長 守屋 守  
みどり自然課長 山縣勝美 森林整備課長 宇野聡夫  
林業振興課長 大竹幸二 県有林課長 江里口浩二  
治山林道課長 岡部恒彦

議 題 第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

第76号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算  
第77号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算  
第79号 契約締結の件  
第80号 契約締結の件

- 第81号 契約締結の件
- 第82号 契約締結の件
- 第83号 調停及び損害賠償額の決定の件

議案第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

審査の結果 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第21-11号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時3分から午後2時10分まで県土整備部関係（午前11時50分から午後1時31分まで休憩をはさんだ）の審査を行った後、休憩をはさみ、午後2時33分から午後3時55分まで森林環境部関係の審査を行った。

### 主な質疑等 県土整備部関係

※ 議案第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

#### 質疑

（国補決定に伴う予算減額補正について）

望月委員 ただいま御説明いただきました中で、国補決定に伴う減額、これがかなりありますね。これについては、予算決定に伴い当初の事業計画に影響が出てくるのではないかと思います。その辺はどうなのでしょう。

末木県土整備総務課長 今、委員の御心配されていることはもっともなことだとは存じますが、そうはいいまして、国補を申請しておりますし、私どもが予定している事業は既に当初予算に計上しているわけでございます。これが納得される答えになるかどうかわかりませんが、今、心配されるほど、事業がおくれるということにはならないと考えております。

望月委員 おくれというよりも、減額されて、事業ができないのではないかと出てくるのではないのでしょうか。それから、新規事業なども入っているんですけども、予算編成のときに、そういったものが想定できなかったのか、または甘い見立ての中でやったのか、その辺はどうなのでしょう。

丸山道路管理課長 御参考までに補足説明をさせていただきます。県土の7ページをもう1度ごらんいただけるでしょうか。委員御指摘の点は、例えば国道橋りょう修繕費3億5,000万円がそっくり減額補正されてゼロになっている、交通安全施設等の計上額が減額補正されてゼロになっているというような点を挙げて御心配されていることかと思います。

先ほども申し上げましたとおり、今年度は国の補助金改革の関係で、一括交付金化の先駆けとして、国土交通省では社会資本整備総合交付金という新たな統合交付金を創設いたしました。その中で、例えば当課の所管しております国道橋りょう修繕費とか交通安全施設等整備事業費というのは、補助事業に分類されるものでございますが、これが廃止されて、社会資本整備総合交付金とい

う形で一括交付されているということでございます。当課の事業といたしますと、その2つで減額補正されました13億円程度の金額というのは、一番下の緊急道路整備費15億5,500万円の増額というところに再度計上させていただいております。

補助事業につきましては、政令等で補助率等が決められておまして、いわゆる交付金と事業の性格が違うということで、本県では交付金関係を緊急道路整備費として計上いたしておりますので、こういった大きな減額が出たり、逆に大きな増額が出ているということでございます。総額としては、先ほど県土整備総務課長が御説明申し上げましたように、当初の金額は確保されているという状況でございます。

望月委員           そうしますと、項目が変わったけれども、事業内容、それに伴う予算はほぼ確保できていると、こう理解していいわけですね。わかりました。

野中道路整備課長   先ほど、新しい項目が当初予算に計上できなかったのかという御質問がありました。これは、おそらく広域連携事業のことだと思います。広域連携事業は今年度創設された事業でございます。例えば私のところであれば、2県にまたがり観光拠点等のアクセス強化を目的として、道路を整備する。こういうものが新しい社会資本総合交付金の一部として創設されたものでございます。先ほど、ことしから新しくなったと言いましたけれども、今年度につきましては、内示が4月23日でした。ここで初めてスタートしたものですから、当初予算には計上できなくて、今回の補正になってしまったという事情でございます。

(建設業新分野進出支援緊急強化事業費補助金について)

金丸委員           建設業新分野進出支援緊急強化事業費補助金2,400万円についてお伺いしたいと思います。これは新分野へ進出する建設業者が多いから、追加補正を組んでやっていこうということで、いい傾向かなと思うわけでありまして。もらった資料の中では、この事業は地域経済の健全な発展に資することを目的とするところとあるんだけど、単にこれだけなのか、もうちょっと深く突っ込んだ議論がされたり、分析されていることがあれば、ちょっと披瀝をいただきたいと思っております。

秋山建設業対策室長   本県の建設産業につきましては、公共事業の段階的縮小といった中で非常に厳しい現況になっております。ただ一方で、建設産業というものは、美しい県土の保全とか、安全・安心な社会をつくっていくといった基本的な部分、また、災害時の早期復旧といった非常に重要な役目を持っております。また、県内の就業者の約1割を占めているといったこと、そういった面を見ていきますと、社会資本の整備とか地域経済の維持発展に引き続き貢献をしていただくという必要があるかと思っております。そういった意味で、この厳しい状況にありまます建設産業に対しまして、みずからの自助努力を基本といたしまして、支援をいたしているところでございます。

金丸委員           20年度からこの事業は始められて、20年度は8社が挑戦をされた。そして20年度、21年度は補助金の最高限度額が200万円と聞いているわけでありまして。21年度が12社で、この内訳も表でいただいておりますけれども、事業を始めて、その会社の事業経営は、黒字を計上したりということで順調にしているのかどうかという点についての分析はされていますか。

秋山建設業対策室長 この補助金につきましては、今、委員がお話しのとおり、20年度からの実施でございます。今の段階ですと、まだ各企業とも新分野事業に進出して日が浅いという状況でございます。現在、中小企業診断士等の指導を受けながら販路拡大に努めているというのが実態でございますが、20、21年度に取り組んだ企業からの話としましては、仕事に切れ目がなくなったとか、相談員やコンサルタントにきめ細かな指導、アドバイスを受けて、資金面だけではなく、経営面で助かっている。また、従業員のモチベーションの向上につながっている。今回この新分野進出に関しましては、設備投資や人材育成に費用がかかる。そういった面で補助制度はありがたかったというような御意見をいただいている状況でございます。

また、今後につきましても、大半の企業で、この新分野進出事業については拡充あるいは現状維持ということをお考えになっておられる。また、雇用面や建設工事の受注の面においても、相乗効果があったという御意見をいただいております。そういったことから、活性化には十分に寄与していると思っております。

金丸委員 お聞きをするところでは、農業や介護などが多いと聞いておるわけです。県の補助金は当初、200万円が限度だったと思っております。もちろん自己資金を充当しないと、十分な事業経営はできないのではないかと思います。この自己資金と補助金との関連性といましようか、200万円の補助金をもらうなら、自己資金は幾らだというような決まりみたいなものがあるのか。同時に、決まりがなくても、自己資金はどんな支出の形態をとられているのかということについて、教えてください。

秋山建設業対策室長 この補助金につきましては、あくまでも限度額を定めたものでございます。補助率は2分の1で、20、21年度につきましては、最大限度額200万円ということでありまして、今年度につきましては、倍にいたしまして400万円ということでございますが、仮に1,000万円の事業でありまして、昨年度は200万円までが補助金の限度額であり、残りの800万円につきましては自己資金ということになります。企業では、民間からの融資、あるいは内部留保金等を活用しながら、財源の確保を図っているという状況でございます。

金丸委員 補助率は2分の1ということでありましてけれども、概略、過去に事業実施したところでは、2分の1で間に合わせてきたのか、それをかなり上回って事業展開をされるということにしたのか、この辺はどうですか。

秋山建設業対策室長 それぞれケース・バイ・ケースでございますけれども、大きな事業でありますと、例えば過日新聞にも載ったかと思いますが、貸別荘業を行った企業がございます。これは、約3,000万円の総事業費でございます。それに対して、私どもの補助金は200万円ということで、残りにつきましては、融資を受けて実施をしたということでございます。あと、限度額を下回ったケースも多々ございますので、それぞればらばらでございます。

繰り返しになりますけれども、今年度、補助限度額を200万円から400万円にしましたのは、企業の皆さんからの要望があり、拡大、拡充をしていただきたいという要請を受けて、今年度、400万円に倍増いたしたところでございます。

金丸委員 22年度の途中経過は、9月末では、21年度と同じ12の案件ということになっていて、この追加補正された2,400万円は、400万円が限度だと、6件分ということになると理解をいたしておるわけでございます。来年度のことを言っても始まらんかもわからんけれども、これは先々、計画を継続して、考え方としては、23年度以降も建設業者のこういう希望が多いということであれば、こんな形のものを予算化していくというような考え方はあるのですか。

秋山建設業対策室長 今年度、来年度につきましては、緊急強化対策ということで、2カ年で限度額を倍増してございます。来年度につきましても、引き続き、経営改善とか経営革新に取り組もうとする経営者の方の後押しを積極的に進めてまいりたいと考えております。

金丸委員 新分野進出をした会社の評価というのは、県が補助金を出してくれてよかった、こういう事業に進出してよかったよ、というのが大方かなという理解に立つわけでありましてけれども、この辺の経過の報告というか、掌握状況はどんな感じですか。

秋山建設業対策室長 先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、資金面・経営面でも非常に助かったという点、また、いわゆる仕事の切れ間がなくなり、通年、人材が活用できるという点があります。具体的に農業等に参入したケースでございますと、作業機械を購入することによりまして作業効率が非常に向上したということで、今後事業を拡大していきたい、また、介護関係でございますと、営業日を今後拡大していくための人員の確保を図るといような点で、非常に好評を得ています。

金丸委員 これは、わずかな金額かもしれないけれども、やっぱり補助金を出した後の検証をしっかりしていくということが私は必要ではないかと思っています。やって、後はどうなったかわかんということであってはいけないということで、やっぱり県民の税金ですから、将来にわたってしっかりチェックをしていくということが大事だと思っていますが、その辺の決意というか、考え方というのはどうですか。

秋山建設業対策室長 この補助金に関しましては、補助金を支出した企業に対するフォローアップといたしまして、補助金支出の事業に着手した後につきましても、専門家を派遣する事業等を行いまして、もし経営の課題等があった場合には、専門家が対応、相談に乗っているというようなフォローアップ事業を行っております。また、今後につきましても、引き続きこういった事業について、実施していく中での課題等もございますので、県といたしましてもフォローアップをし、事業の成功に結びつけたいと考えております。

金丸委員 あわせて、今、雇用問題も大きな課題になっていて、建設業における雇用状況は10%、1割だという話があったわけでありましてけれども、新しい事業に進出するということで対策をされるわけだから、これは縛りとしてかけるわけにはいかないのかもしれないけれども、やっぱりそういう事業をすることによって、雇用の創出なり拡大なりということに極力結びつくような指導が必要じゃないかと。補助金を投入しても人が減っていったのでは、県内経済の健全な活性化に資するという目的とは違うと思われるので、この辺もしっかり視野に入れて補助金を出していくことが必要だと考えていますので、このことにつ

いてお答えいただいて、私は終わります。

秋山建設業対策室長 新分野進出事業というのは、建設投資の仕事の減少に対して、経営規模を縮小することなく対応が可能といったことで、雇用面、あるいは地域経済の面としても、非常に役割を果たしていると思っております。補助金審査につきましても、会社のほうへ訪問させていただきまして、事前の調査を行い、また、事業内容の効果、そういったものを含めて審査を行いまして、交付決定を行っている状況でございます。雇用の確保や地域経済の活性化につながるということで、現実に一定の雇用の創出に役立っているということでございます。

(塩川ダム造成地に係る損害賠償金について)

岡委員 県土12ページ、先ほどの調停の関係につきまして詳細を御説明いただきました。私たち会派の中でも若干議論をいたした経過もあるわけでありませけれども、端的に申し上げまして、ずさんな工事をして、会社は倒産したので、それを県で補う。こういう考え方でいいのでしょうか。

井上治水課長 説明でも申し上げましたように、一義的、直接的には、施工をした業者の責任と考えております。ただ、今回の場合、この造成に係る関係者が、山梨県、山梨県土地開発公社、建物をつくりました工務店さん、これしか現在残っていないという状況であります。こういった中、うちの事業に協力して移転していただいた方が非常に生活に不自由して困っているという状況で、では、だれが救済するのかということ、裁判所において判定された結果がこのような結果と考えています。

岡委員 ダム建設という膨大な、県としてもどうしても必要だということになさった事業でもあり、その事業に対して協力をいただいた方々に移住地を設定して、そして、土地開発公社が委託をして工事をしていただいた会社であります。いずれにいたしましても、たとえ5年でも10年でも20年であっても、本来ならばその会社が欠陥を負うべきであります。これを県が負うということになると、それがいつのときであっても、そういうことでいいのかどうかという点をお聞きしたいんですが。

井上治水課長 原因によるものと思われま。会社が存続していれば、当然、会社の関係者としてこの調停の中に入っていたと思います。瑕疵による損害賠償が請求できるのは5年という期間がありますが、会社が存続していれば、当然、その会社も含めた調停になりまして、ケース・バイ・ケースでの結論ということになるかと思ひます。

岡委員 いずれにいたしましても、今回の場合は20年余という特殊な例でありますから、これ以上言うことは避けたいと思ひわけでありませけれども、しかし、実際問題として、いつのときでもそうでありませけれども、ずさんな工事をしながら、それを最終的に県が背負う、県が負っていく。平成22年6月30日に提訴されたこの案件については、結果的に何カ月かで結論を出していくことになるのかなということも感じながら、やっぱり県民の税金でありますから、しっかりした対応の仕方をすべきだと私は思ひわけですね。つまり、業者には、本来ならば保証会社とかいうふうなものがつきますよね。工事に対する保証をした保証会社が後ろにつくはずなんです。そういう会社の場合には、5年だけじゃなくて、10年でも20年でも、とにかく最終的にその責任を負

うというような条例か何か、規制案件をつくることはできないのかなとも感ずるんですが、いかがでしょうか。

井上治水課長 今回の案件に限らず、一般的な工事とお聞きいたしました。法廷で争う場合の瑕疵担保期間というのはありますが、そういった面も含めて、これは今後の検討課題と考えております。

岡委員 了解しました。いずれにいたしましても、簡単にといいことはしないんだろうと思うんですけども、県民の税金でありますから、800万円であろうと、1,000万円であろうと、やっぱり補てんしていくときにはそれなりにお金がかかるわけありますから、ぜひ今後ひとつ御検討いただきたいと思います。(平等川改修工事について)

その前の11ページ。先ほど御説明いただきました基幹河川改修工事の関係でありますけれども、この中では、鎌田川ほか6河川という形で出されています。その中に、先ほど御説明いただきました平等川の工事が入っているようがあります。これについての経過と今後の流れを教えてください。

井上治水課長 基幹河川改修事業費には、鎌田川ほか、藤川、平等川、渋川、濁川、重川等ございまして、平等川につきましても、今回の国補決定で増額を認められましたので、今議会が終わりました10月以降、平等川の工事に着手する予定でございます。

岡委員 平等川につきましては長い間御努力をいただいているわけでありまして、地域の人間として感謝をいたしているわけでありまして、そういう中で、実はあそこの工事のアクセス道路の関係で、玉諸地区、西高橋を含めた向町まで等々、あの辺の方々が、朝夕の渋滞問題を含めて大変な御苦勞をいただいていることはご存じだと思います。これらについて、地域住民にいまして御説明をしていただきたいと思います。また、先ほど10月からという話を聞いたわけでありまして、今後の流れとしては、いつごろ、どういう形で終わるのか、輪郭を少し。明許繰越のほうにも入っていたような感じもしましたが、その辺を含めてお願いします。

井上治水課長 平等川におきましては、国道20号の甲府バイパスからの疾風橋の下流を一連区間と考えておりまして、平成25年度も含めて、それまでに完了させたいということで、今、鋭意努力しております。今回の補正も含めまして、一時的に工事が非常に集中する場合がございます。御近所の方にそういったところで御迷惑をおかけするようなことがあるかと思っておりますので、それは工事に着手する前、着手してからも、地元の方には御説明をして、一時的には不自由をかけますというようなお願いをしていきたいと思っております。

岡委員 最後にします。全く御苦勞いただいているわけでありまして、大変な状況を私は見聞きしているわけでありまして。そういう点では、中北建設事務所でするのだろうと思うわけでありまして、親切丁寧な御説明をひとつお願いして、終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第77号 平成22年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第79号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第80号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第81号 契約締結の件

質疑

(県立図書館建設工事に係る低入札について)

丹澤委員 県立図書館の低入札価格のことについて伺います。県の低入札価格調査実施要領によりますと、調査基準価格が決定されておりまして、今回それに該当にしたということですが、県が定めている調査基準価格というのは幾らですか。工事予定価格の何%ですか。

中嶋技術管理課長 低入札価格は何%というものはないんですけれども、それぞれ直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の70%、そして一般管理費の30%ということで基準を設定しております。

丹澤委員 今回、この低入札価格で何社応札したのかわかりませんが、そのうち何社が、今言った、直接工事費が95%、共通仮設費が90%という基準がありましたけれども、これに該当したんですか。

末木県土整備総務課長 今回応札したのは9つの共同企業体、JVでした。このうち、9つすべてが調査基準価格を下回りました。



- 丹澤委員 先ほど、4つの基準価格があって、それを下回っている場合には該当するということですが、今回のこの工事の中で、直接工事費の額、あるいは共通仮設費の額、現場管理費の額、一般管理費の額、これの予定価格に対して清水建設のJVが出してきた金額はそれぞれどれぐらいですか。
- 石原営繕課長 清水建設のJVが出してきました工事費ですが、マイナス額で御説明させていただきます。直接工事費につきましては、マイナス約9億5,000万円です。共通仮設費につきましてはマイナス約5,000万円、現場管理費についてはマイナス約6,000万円、一般管理費についてはマイナス約1億5,000万円、これが減額の総額になっています。
- 丹澤委員 工事費に対する、割合は何%ですか。
- 石原営繕課長 直接工事費が62%、共通仮設費が60%、現場管理費については64%、一般管理費については30%です。
- 丹澤委員 これは県が設計単価として積算した金額に対して、直接工事費は62%でできますよと、こう言ってきたということですね。そうすると、この直接工事費の中には、建材費というか、資材費、部材の費用と、それに係る人夫賃が入っていると思います。人夫賃というのは、地元の業者が受けても、どこが受けても、どこへ行っても大して変わらないとすると、残る部分の部材費がべらぼうに安いということですか。
- 石原営繕課長 ご存じのように、清水建設は日本を代表するスーパーゼネコンでありまして、売上が約1兆6,000億円に上る、そういう企業でございます。建築資材の外部発注によるコスト縮減幅は、我々が普通、県内で業者に発注するよりも非常に大きいという印象は持っております。
- 丹澤委員 設計するときには、設計事務所は物価本から拾い出しますから、山梨県の甲府でやる場合には大体どこの設計会社も同じ金額で出てきますよね。いや、多分出てくると思います。そうすると、今の話を聞くと、大手の会社ではとてつもなく安い金額で資材が調達できる。今回のこれはWTOの物件になっていて、大手のJVしか入らない、大手のJVしか組めないというのが最初からわかっているわけですから、設計会社というのはそれを承知で物価本の単価をそのまま使っているんですか。
- 石原営繕課長 委員の御指摘のとおりでございます。
- 丹澤委員 僕が幾つかの設計会社に当たりましたが、これだけのものをつくる、それも大手のゼネコンがやるというときに、山梨県の小さな土建屋さんが買う単価と全く同じ単価で積算してくるというのは考えられないと言っている人もいました。三宅建築設計と久米設計は、山梨県の事情も、あるいは、小さな土建屋さんが買う調達方法も、日本を代表するゼネコンが調達するところも全く同じ物価本の単価を使ってやっている。それを県が予定価格として、ごもつともですと、言って、予定価格にするんですか。技術課長さん、どうなんですか。
- 中嶋技術管理課長 うちのほうの積算は、現段階では、国の基準、積算資料、調査に基づいて

やるということと、あと1点、この場合はWTOなので、広く自由に、無差別にということで、特別な単価を想定できないことになっています。広く参加を求めるといって、今、うちの基準で積算しております。

丹澤委員 別に安くて悪いとか言っているわけじゃないんですけども、何か矛盾を感じるなど。はなから、そういう大手の会社は安く買えることはわかっている、みんなが承知している。にもかかわらず、一般的な甲府で調達するような金額で積算している。物価本というのはそういうものなんでしょう。そういった金額が載っているものを使って、その単価で設計しなければおかしいとなっているから、はなから下回ることは確実なんですよ。

もう1つ、一般管理費が30%で済むということですが、この一般管理費というのはどういうものが入っているんでしょうか。

石原営繕課長 一般管理費とは、事業の全般的な管理業務に要する経費でございます、具体的に申し上げますと、業務にかかわる者の給料、賞与、また諸手当や、また租税、販売費等を合わせた営業費、これらもろもろのものを一般管理費と申します。

丹澤委員 そうすると、これは節約できそうなものだと思いますけれども、これはどこの会社が受けたって、大体同じようなもので、どこでも同じようにかかる経費だと思うんですけども、これが県が見積もった30%で済んでしまうというのは、どういうことなんですかね。

石原営繕課長 今回、清水建設がどうしても受注を受けたかったということの1つには、最初の県立図書館を清水建設が設計・施工で携わったことがあります。このため、今回の入札には非常に強い思い入れがありましたので、一般管理費については、率にすると、我々が想定している半分ぐらいの率であります。その削減した分はどうするのかというところを何回もヒアリングする中で、一般管理費にかぎらず、ほかの直接工事費等についても質問しましたが、一般管理費について申しますと、ほかの営業利益のほうから補てんしてでも、県の新県立図書館を受注したいという意向でございました。

(県立図書館建設工事に係る工事監理について)

丹澤委員 大変ありがたいことで、損をしてまでも山梨県のためにやってくれるということですから、それはぜひお願いをしたいと思います。

問題は、皆さんが低価格入札の調査委員会で、書類上で適否を判断している。しかし、実際にきてみなければ、これが一番心配なことでもありますよね。僕たちの記憶では、何年か昔に、琴川ダムが当時63.8%で落札をして大騒ぎをしましたよね。あのときには、たしか、別途、監督費というか、そういうものをつけましたよね。それは信用しないわけではないけれども、何しろ常識外だということ。これが常識だと思っているのであれば、もともとの単価、予定価格がおかしいんですから、常識外の金額でとったわけです。とすると、ほんとうにできるのかなど。書類の上では、こういうふうには調達してきます、工法もこういうふうには簡単な人を使わないような工法でやりますからできますと言っているけれども、実際にできるかどうかというのは、だれがどのようにして、これを監理していくんですか。

石原営繕課長 具体的な工事の監理、品質管理の体制という御質問かと思えます。工事監理

につきましては、実施設計をいたしました設計事務所に委託しまして、現場にほぼ常駐のような形で工事監理を行うこととなっております。また、我々県の体制といたしましても、通常3名で監理を行うんですが、それを1名増員して4名ということで、たまたま北口で県庁に近いという建設現場でございますので、常駐に近いような形で監理体制ができることから、品質には万全を期せると考えています。

丹澤委員 設計を委託したという久米設計ですか。そこに委託したのは、監督ですか、それとも監理だけですか。

石原営繕課長 監督・監理です。

丹澤委員 監理だけですか。

石原営繕課長 監督もです。

丹澤委員 監督もですか。監理・監督を久米設計にお願いするということですけども、久米設計にはどういう体制にしてくださいとお願いをするんですか。

石原営繕課長 常駐は1名となりますけれども、工事までは随時、ポイント、ポイントのところで工事監理をやることとなります。土工事以降は、常駐という形になります。1名が常駐ですが、その都度、それぞれ専門の者が随時こちらのほうへ来て、必要に応じて工事監理をするという契約内容です。

丹澤委員 これだけの安いものをやるんですよ。1名って、通常でもこれぐらいは置んどしょ。安いものをつくると言っているんですよ。31億円の建物が18億円で、まけてもらったのは12億円。そして、監督は、31億円を頼むときと全く同じように、1人常駐するだけですか。これでほんとうに監理・監督ができるんですか。これでほんとうにいいんですか。

石原営繕課長 課内で検討して、今現在、これで万全が図れると考えております。

丹澤委員 それはおかしくないですか。だって、この工事を半分でやろうとしているんですよ。半分でやろうとしているのに、たった1人しか常駐しないんですか。これだけのものをつくと、さまざまな分野があるんです。電気も設備も土工も。それをたった1人の常駐で、半分で仕上げましょという工事の監理をやろうとしているのですか。それはいささか……。では、琴川ダムのはときはどうしたんですか。

中嶋技術管理課長 琴川ダムの場合は、現場事務所を設置しまして、そこでコンサルと、国の外郭団体であるダムセンター、それと、職員は本体担当を増員して、コンクリート打設のときは常に常駐という体制で行いました。

( 休 憩 )

石原営繕課長 午前中の県立図書館の工事の監理体制につきまして、ちょっと説明不足があ

りましたので、改めて御説明させていただきます。今回の工事の入札を受けての監理体制でございますが、とりあえず県職員につきましては、通常3人のところを1名増加して、4人で担当いたします。また、委託の施工監理についてでございますけれども、午前中も説明しましたように、実施設計を担当しました事務所の管理部門で建築を所管する者が1名常駐するほか、建築3名、そのうち地元設計業者が2名、それと、電気が1名、機械1名が、随時、施工監理に当たることになっております。また、実施設計を担当した部署のほうでも、定期的に6名が工事を監理することになっております。

また、代表構成員が監理技術者を、各構成員が主任技術者1名を配置する決まりになっていますが、さらに、責任施工の観点から、これ以外に、担当技術者として清水建設で2名配置するほか、清水建設の取り組みといたしまして、建築工事における高度な品質・安全・工程監理に対する生産性と技術の向上を目的とした、山梨営業所内に生産センターというところがあるんですが、この所長と、品質管理担当者2名の計3名がまたさらに巡回監理を行って、技術支援をするということで、技術監理を支援するという体制になっております。

丹澤委員 　だから、今の話では、常駐は1名で変わらないわけですか。そうすると、ほかの人たちというのは、来たときに寄るということだけなんですね。だから、常駐がいるということが大事なんですよ。だって、毎日、あれだけの工事をあっちでもこっちでもやっているんですよ。これはもう設計会社とは委託契約を結んでいるんですか。

石原営繕課長 　委託契約は結んでおります。

丹澤委員 　安くできてよかったと、それはみんな、県民はそう思っています。これは僕も異論がありません。安くなったが、確実にできるのか。もともとの金額が31億円ですか。31億円のものを18億円でつくってくれる。それはほんとうかなど。皆さんは机上で、大丈夫、この部材を物価本の2割で買ってこられる、これは3割で買えると、そういうふうには計算ができていないかもしれない。今度はその組み立てをしなければならないわけでしょう。それを1人の人で監理するんですか。これは通常の工事だったらそうかもしれませんよ。でも、安く仕上げると言っているんですから、それはしっかりとそういうものを監督する必要があるんじゃないですか。1人で十分できるんでしょうかね。

石原営繕課長 　今回、入札価格が低かったということで、委員の御心配は非常によくわかるわけですが、これは、仮に低入札でなくても、工事監理の過程は全く同じ状態でございます。ですから、低入札を受けて、県の職員1名をほぼ常駐する形をとりまして、そういった職員の体制によって、品質管理に努めてまいりたいということで御理解願います。

丹澤委員 　低入札も通常の価格の入札とこれは全く同じだということですが、僕は違うと思うんですよ。だって、31億円でつくってくださいと頼んだら、31億でつくる。それは県の言うとおりにやるだろうと思う。ところが、31億円でつくってくれと言ったら、18億円でつくりますという人が出てきたら、これ、何でこんな価格でできるのか。これができるなら、もともとの積算もおかしいと。だから、わざわざ調査をしてやっているわけでしょう。だとしたら、今度は施工するときに、監理をしっかりさせなければいけない。これが31億円のときと全く変わらない体制で大丈夫ですと言うのであれば、わざわざ何の

ために調査委員会をつくって、慎重にやったんですか。一番大事なのは、施工がしっかりできるかどうかです。12億円もまけてもらっているんですよ。まけてもらった以上、それぐらいの管理費をきちっと計上してやったらどうですか。

石原営繕課長 価格が低いという理由につきましては、午前中にも申し上げましたが、スーパーゼネコンである清水建設と、県内のトップ企業である地元2社のJVだったということで、そこに大きな要因があるということでございます。ですから、我々としては、職員を1名増員し、同時に、先ほど申し上げた、施工監理の委託先でも建築部門の方々も携わり、さらにその他のオプション的な監理業務も入っておりますので、これでやっていきたいと考えております。

丹澤委員 今言っているのは、僕が質問する前からもう既に決まっていることを言っているんでしょう。新たにこう言ったから、体制を強化しましたと言っているわけじゃないんでしょう。それでは、施工監理をいつ契約したのか知りませんが、低入札価格が終わってから、そういうことも十分想定した上で、これは契約したんですか。

石原営繕課長 契約は入札前です。

丹澤委員 それでは、こういう事態が生じたんですから、しっかりと体制を整える。だって、そのために低入札調査委員会をわざわざつくって、大丈夫かと不審に思っているからやっているんでしょう。1,000万円の車を買うときに、600万円でもいいやと、こう言っているということなんだからね。いや、ほんとうにこれ、大丈夫かなと。それは物が来て初めてみんなが、「これは大丈夫、新車だ。だれも乗っていない」となる。今度は物をつくるんですよ。その過程の中で、一つ一つ監督する、監理をしていくということは大事なことです。それを予定価格と同じ金額でつくるのと体制が全く変わらないでも、大丈夫ですと。それはちゃんとやれるのかと僕は思うけれども。

山本県土整備技監 今回の監督等の御質問ですが、低入札を受けまして、設計会社の監督につきましては、ふやした経過がございます。今までどおりではございません。これはこれから品質管理という面におきましては、やはりそこも必要だろうということでふやしてございます。

それから、常駐というお話が出ましたが、これは絶対的な常駐ということでございまして、建築の業務のときには建築の専門家、それから、設備の業務のときには設備の専門家、そういった技術職を配置するような予定でいます。

丹澤委員 僕は建築の専門家ではありませんけれども、いろいろな人に話を聞くと、電気とか機械とか、あるいは弱電とか土工、いろいろな専門家がいて、そういう人でないとわからない。それを、この時期は電気しかやらないから電気、この時期は弱電だから弱電というのでなくて、そこにいて、しっかりとみんながその都度その都度やっているという体制でなければ、あれだけの建物をつくるのに難しいのではないかと思います。

それを安い価格で入札してもらったんですから、しっかりと監理・監督をすべきだと言っているんですけども、皆さんは、「安くても、そんな見ていなくても、相手は天下の清水建設だ。だから、清水が手抜きなんかしない、大丈夫だ」といって、多分こういう体制でいると思うけれども、安くしてくれた分

は、それは疑ってはいけませんけれども、それなりの体制をしっかりと組んでおかないと。

安いというのは、だって、常識外の安さですからね。常識外に安いんだから、しっかりとやってもらえるかなと考えるのが常識じゃないですか。僕は、皆さんが「いや、こんなもの、6割なんて、常識の範囲内の金額だ。大手ゼネコンというのは当たり前」と言うのであれば、今までの県の設計単価って何だったのかと。

でも、常識外と皆さんは、認識しているんでしょう。だとしたら、常識外でできるのか、ちゃんとやってもらえるのかと。そういう体制でそれを管理するというのは大事なことだと思うけれども、その体制は組み直せないのですか。

山本県土整備部技監 先ほども課長のほうから話でしたが、私たちも低入札ということは心得ております。やはり安全性、品質管理、これはほんとうに注意してやらなければいけないことということで、それもまた自覚しているところでもございます。まずは、先ほど説明がございましたが、JVのほうにつきましても、この中には入っておりませんが、通常と違い、県のほうに配属されているセンターを利用する。まずはそのセンターの頻度が多く、週1回ぐらいの現場視察をすると。監理・監督、それは品質でもあり、それは施工状況でもあり、施工の段階ごとに見ていくと、そういったことも聞いております。

また、監督者につきましても、連携して、品質の管理あるいはコスト管理も含めてやっていくということを今、聞いているところでございます。

さらに、県のほうにつきましても、当然、県が責任を持って現場の管理をするわけですから、3名ではなくて、4名ということで人員をふやして対応する。

設計会社につきましても、建築の専門家、それから、電気、設備、機械、それぞれの専門家を配置するようなことになっております。

そうは申しましても、やはり品質管理については、我々も目が届く限り、しっかりと管理をしていきたいと思っております。当然、私たちの大切な図書館になりますので、これは品質管理、あるいは、当然ながら、すばらしい図書館にするべく、我々も一生懸命頑張っていきたいと思っております。

丹澤委員

何度もすみません。今、技監さんのお話では、施工会社のほうの体制はちゃんとやるということですよ。僕が言っているのは管理する側のこと、つまり、今、設計会社に委託をしていると言っていましたね。久米設計と三宅建築設計のJVだと思うんですけども、施工会社がやるのではなくて、そこが監理をしっかりとするような体制を整えるべきじゃないかと僕は思っているんですよ。そこに予算をつけて。

私たちが、この契約について、議決案件として今日、審議するわけですよ。これを可決するということは、建物がちゃんと仕上がる、その保証ができた、大丈夫だということです。安いからいいですよという議決をするんじゃないですよ。建物がしっかりとできる、18億円なりの建物ができればいいやじゃなくて、皆さんが見積もった31億円の建物ができるから、議決をしますよということなんです。それを、監理会社である久米設計が、31億円の工事を受けたのと同じように1人しか監理する人を置かないというのではなくて、ちゃんとしたらどうかと僕は聞いているんですけども、どうもそこは理解を得られないんですか。

山本県土整備部技監 先ほどの設計会社のほうの監理・監督なんですけど、これにつきましても、当然ながら、きちんとした監理をするというのは、これは当たり前でございま

す。受託者につきましては、建築基準法で求められる工事監理者になってございます。当然ながら、設計書のとおりにやる受託者であることになっておりますので、それがもしできないということであれば、また協議しながらやっていくことになるだろうと思います。

丹澤委員 監理会社だって、1名の常駐分しか山梨県に認めてくれているんですよね。1名しか認めていないんでしょう？

山本県土整備部技監 先ほどの常駐の話はそういうことなんです、それ以外に、当然ながら、先ほど申しました、建築の技術屋さん、電気の技術屋、機械の技術屋、これを配置するということになっております。

丹澤委員 それは契約上、どれぐらいの頻度で来ることになっているんですか。

石原営繕課長 工程表によりますと、延べで970日ということになっています。

丹澤委員 それは幾つの業種で970になるわけですか。どういう業種を合わせて、延べになるんですか。

石原営繕課長 建築、構造、機械、電気を合わせて延べ970人ということになります。

丹澤委員 3種類ということなんですか。

石原営繕課長 4種ですね。建築、構造、機械、電気です。

丹澤委員 4種ということになると、1つの業種が大体200人ちょっとということなんですか。延べ人員970ということですから、約240か、250人になると思いますが、工事期間中、延べでどれぐらいになるんですか。

石原営繕課長 業種ごとにお答えさせていただきますけれども、建築につきましては484人、構造につきましては194人、機械につきましては146人、電気も同じく146人ということになっております。

丹澤委員 わかりました。これ以上ここでやっても、皆さんはこれを変える気もないようだし、これでしっかりしたものができればいいわけですから、部長さん、ぜひしっかりとしたものをつくっていただきたいと思います。

小池県土整備部長 今回の契約案件でございますけれども、日本屈指の大手の清水建設を筆頭とするJVが受注したわけでございますけれども、大手の信用力、資金力を駆使する中でこうした結果になったことと思っております。その清水建設も、以前、初代の県立図書館を受注したということ、また、戦略的にこれからの知名度ということも考える中で、経営戦略として、今回のような受注になったかと思っております。

委員御指摘のように、我々とすれば、安い安くいいんですが、だからといって、しっかりしたものをつくっていかねばならないということで、監督については、従来3名だったところを4名にする。また、ここは非常に近いのですから、常に常駐というような体制で県職員を配置していく。加えて、民間の久米設計等において常駐を1人置きながら、それから、これは毎日工程でや

っていますから、次に明日何をやるかわかりますので、急に呼んでくるのではなくて、事前に、計画的にそういった監督員が配置できるように、くまなくチェックできるような体制でやっていきたいと思います。

なお、丹澤委員が御指摘のように、そうはいつでも、この体制で万全かといったときに、またこれについて不足するような事態もあろうかと思えますけれども、そこら辺は柔軟に、変更も視野に入れながら、しっかりした図書館ができるように、部としても全力を挙げて建設してまいりたいと思っています。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第82号 契約締結の件

質疑                   なし

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第83号 調停及び損害賠償額の決定の件

質疑

岡委員               先ほどかなり質問させていただきましたから、もう終わりますと言ったんですけれども、もう一度聞かせてください。この話が始まったのはいつからですか。

井上治水課長       調停は平成22年6月30日でございますが、小林さんから苦情がありましたのは平成20年12月でございます。

岡委員               了解。いいです。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(新山梨環状道路の東部区間について)

岡委員               御案内のように、新山梨環状道路の北回りのルートが決定されて、いよいよ東回りに入ってくるわけであります。御努力をいただいていることについては、私もいろいろな経過の中でお話も伺っておりますし、説明も受けておりますか



ら、十分承知はいたしております。しかし、いよいよヴァンフォーレ甲府も1部昇格の形が出てまいった経過の中で、全国からサポーターを含めて、関係者が来るわけであります。

今までも言ってまいりましたけれども、普通の場合、五、六分で出られるところが、1時間もかかっても出られないような渋滞が出ているわけであります。今後、全国から来る方々に対して、山梨県のアクセス道路はどうなっているのかという指摘をされると私は感ずるわけであります。いつときも早く新山梨環状道路東回りルートを設定して、対応していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市川高速道路推進室長 岡委員から、新山梨環状道路南部区間の西下条ランプあたりから小瀬にかけて、交通混雑、交通渋滞が発生しているという御指摘を受けております。私どもとしましては、周辺道路の安全の確保に努めるために、現在、市と相互に、どんなことが可能なのかということで、短期的な施策にはなりませんけれども、検討を進めているところでございます。

なお、抜本的な対策としましては、委員のほうから御指摘がありましたように、東部区間の整備事業を早く事業化しなければいけないと考えておりますので、現場確認について、現在、いわゆる事務レベルで関係機関と協議を行っている最中でございます。国と早期に道路協議を行って、地元のほうにルートをお示しできるように、今後も引き続き国のほうに働きかけてまいりたいと思いますので、いろいろな機会を通じて、御協力、御支援をくださいますよう、この場をかりて、よろしくお願ひしたいと思います。

岡委員 ぜひ国との協議をして積極的な御努力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(未登記土地の処理について)

2点目です。これで終わりますけれども、御案内のように、私は10年余前から、用地課にかかわる未登記土地の関係につきまして、一般質問や、委員会の都度、何回か質問をさせていただいてまいりました。御案内のように、この10年間、約5,000筆余あった未登記土地の関係が、10年たってもまだ半分も処理されていない。やはり何らかの形で、もっと積極的な対応をすべきだと考えますけれども、いかがでございましょう。

市川用地課長 まず、未登記の原因ですが、法務局の持っている地図と現況の不一致、登記簿面積の相違、それに、隣接の権利者の同意が得られないことなどから、登記に必要な書類や図面等の整備に時間を要している案件、それから、相続人数が多数である、行方不明者、戸籍の消失などで相続の追跡が困難な者、それから、遺産分割の争いとか、共有者多数などの原因で、7月末現在で2,614筆が未登記になっております。

毎年、未登記の処理筆数の10%を目標に設定して処理に努めるとともに、当然、平成3年度から、未登記処理専門の嘱託員を5名、各建設事務所に配置しております。そのほか、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用によって、未登記土地の測量や登記に必要な図面等の作成を行っています。7年度からは、立会謝金制度を制定して、境界確認の円滑化も図っております。また、法律的な問題に対する専門家相談や収用制度などを活用して、登記の促進を図っております。また、登記専門の嘱託員の研修や育成をやっているところでありますが、今後、担当者の会議や、法務局等の関係機関との連携を図り、また、公共嘱託登記司法書士協会、土地家屋調査士協会等の協力を得る中で、未登記解消

の対応方策の検討を行ってまいりたいと考えております。

岡委員

国土調査に基づいて地積調査なども既にほとんど終わっていますし、そういう点では、測量関係につきましても、あるいは地図・図面の整備などもかなり進んでいると私は理解をいたしているわけであります。そういう点からするならば、本来なら、もう既に10年もたって、終わっているぐらいでなければおかしいんじゃないかと感じたわけであります。やっぱりそういう中で、もっと積極的な取り組みをすべきだと思いますので、ぜひ今後とも、今お話しいただいた両者の協議ももっと積極的に進めていただいて、いつときも早く解決していく。既にもう道路も河川もでき上がっているわけでありますから、そういう点からするならば、いつときも早くそれなりの対応をするべきだと思いますので、ぜひ取り組みをしていただきたいことをお願いして終わります。

## 主な質疑等 森林環境部関係

※ 議案第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(住宅用太陽光発電設備設置費補助金について)

皆川委員

環境創造課の住宅用太陽光発電設備設置費補助金1,500万円、これの趣旨、助成制度の目的をまずもう1回聞かせてください。

小野環境創造課長 この補助金でございますが、十分な資金を持たなくても、環境に対する意識が高く、太陽光発電設備等を設置したいという方の後押しになればということで、金融機関等から購入資金の借入れをされた方に対しまして、利子の1%相当額を補助する制度でございます。

皆川委員

これを普及させて、地球環境に貢献しようということですね。目的はそういうことですね。

その目的を踏まえて、去年の補助件数が380件で、実際の交付件数が357件、交付率94%ぐらいになるのかな。それともう1つ、去年の申請件数が372件なんです。何で交付件数と申請件数が違うんですか。

小野環境創造課長 委員御指摘のとおり、昨年度の交付申請は372件ございました。そのうちの15件につきましては、例えば申請の当初、個人で融資を受けるという予定だったが、自分が事業をやっている、その法人の名義に変えた、また、その融資が高齢等のために受けられなかった等々理由がございまして、申請の取り下げがございました。そうしたことで、実際に交付したのが357件になっております。

皆川委員

ある知人が、これはいいことだということで、申請期限と微妙な時期に一応県に確認したところ、補助枠には余裕があるという状況の中で、申し込みが、期限である12月を過ぎてしまったと。だけど、まだまだ補助枠には余裕があったから当然受けられると思ったら、だめだと言われたらしいんです。まだ十分な補助枠もあるし、予算もある。だけど、1日か2日か知らないけれども、

期限だからもうだめだということだと、目的とちょっと違ってしまうと思うんだけど、その辺はどうですか。

小野環境創造課長 この申請につきましては、昨年度もそうですが、今年度も12月24日までということで、申請期限を年末までとしているところでございます。なぜ申請期限を年末としているかでございますけれども、御承知のとおり、地方自治法におきましては、地方公共団体の会計年度が4月1日に始まって3月31日に終わるということ、もう1つは、各会計年度における支出につきましては、その年度の収入をもって充てなければならないという規定がございます。いわゆる会計年度独立の原則でございます。この大原則がございます。したがって、当該年度の予算につきましては、その年度末3月31日までに事業を終了する必要があるわけでございます。

一方におきまして、太陽光発電設備につきましては、昨年度の補助制度においてもそうなんですけど、国の補助制度では標準工期が大体3カ月となっております。また、これまでの実績等を見ましても、平均的には2ヶ月ぐらいでできる場合もございますが、中には3ヶ月程度までかかるものが全体の3割ぐらい、実は去年の実績でありました。そんなことを勘案いたしまして、3月31日までに実績報告書を出していただくためには、3ヶ月ぐらいは必要だろうということで、申請期限を12月20何日に設定させていただきました。

確かに、昨年度の場合は予算が数件程度余ったわけでございますけれども、それにつきましては、申請期限を過ぎたということで、その申請期限以降につきましては申請の受け付けをしなかったという状況でございます。

皆川委員 そして、翌年の4月から新たにまた受け付けたわけですね。その間、1月から3月の期間に、1日2日ずれて申し込んだ人はだめになってしまう。これは不公平感がないですか。しかも予算に余裕があったんでしょう。そして、この人は電話をして聞いたそうですよ。「余裕があるんだから、対象にしてもらってもいいんじゃないか」ということを言ったら、「お役所仕事だ」という答えが返ってきたらしいんだけど、まさに弾力性がない。予算には余裕がある、しかも、4月になったらまた新たに同じことをやるんでしょう。ならば、この間の人が一番損するということですか。この辺、解釈をもうちょっと柔軟にできないのかね。

小野環境創造課長 補助金でございますので、基本的にはその補助金の交付要綱、要領等に基づきまして、補助金を交付させていただいています。申請期限の問題につきまして、枠が残っているんだからやってやったらどうかというような御議論も確かにあるわけでございますけれども、やはりそうしますと、逆にいつまでだったらいんだということになってしまいます。我々のほうとしましては、最終の期限を県民の皆さん方に明示をした中で、この期間の中であれば、予算の許す範囲内ではございますけれども、補助金の交付ができますよということを示して、県民の皆さん方に計画的に設備の設置に取り組んでいただく必要があると思っております。やはり最終期限をある程度早い段階で明らかにしておくことが必要だと考えております。そんな考えのもとに、必要な標準工期等も踏まえまして、最終的な期限を設定させていただいたという状況でございます。

皆川委員 年度末まで3カ月あるわけだね。もし満額執行するという気持ちがあれば、多少の申請期間の延長ということは考えなかったのですか。

小野環境創造課長 かなり件数が残ってしまうということであれば、もしかしたら何らかのこともあったかもしれませんが、やはり12月24日までという交付要綱を当初に掲げておりますので、それを年度途中で、いつまで延長する、年を超えて延長するということは、その時点では考えなかったという状況でございます。

皆川委員 件数が多ければ延長を考えたなんていうのは、それはおかしいよ。件数の問題ではないじゃないですか。最初にあなたに聞いた目的は何ですか。この制度の目的。もう1回言ってください。

小野環境創造課長 この制度の目的は、先ほど委員からも御指摘がございましたように、太陽光発電設備の普及の拡大でございます。私が今、件数というような話をし、それについては言い直ささせていただきましたけれども、件数がというのではなくて、やはり最初から期限をある程度設定をしていましたので、それを、いわゆる標準工期を超えてまで申請期限を延長することはいかなるものかということで、そこはしなかったということでございます。

皆川委員 最後にするけれども、では、その3カ月だけの間にやって、損をした人、これを救済する気はないのですか。同じことをやったんだね。だけど、手続がおくれてしまった。4月からはまた交付されるんだから、この間だけにやってしまった人が損するわけだけど、これを救済することは考えませんか。

小野環境創造課長 その時期に設置なさった方の救済でございますが、今、現状の補助金等の考え方でいきますと、実際、救済はできないのかなと思っております。ただ、1月から3月の間にしなくても、補助金の制度が活用できる4月から12月までの間にできるだけ設置をしていただけるように、我々としては広報活動等やっていきたいと考えております。

皆川委員 建物をつくってそれにかけるというようなこともあり、いろいろな都合があるわけですよ。たまたまこの時期だからという人だっているわけです。結果的には同じことをやったんでしょう。それが1週間おくれた人はできない、4月からはできる。また、12月前の人はできる。そうすると、この間の人があるすごく不公平だと思うね。目的は同じなんだから。太陽光発電設備の普及をすること、地球の温暖化を考えること。であるならば、救済を考えてしかるべきじゃないですか。あまりにも不公平ですよ。同じだけお金を出してやっているんだから。部長、どうですか。

中楯森林環境部長 課長から、会計処理上なかなか難しいという答弁があったと思います。ですから、そういう制度があるので、その間で何とかやってもらうという周知もしていることも申し上げました。ですが私自身は、委員とはちょっと理屈は違いますが、例えば冬の突風で屋根をやられた。1月にどうしても屋根を直さねばならんと、こういう人もいるんじゃないかと。そういう人には、当然、4月まで待ってからやらなければ補助できない、ということではうまくないという気持ちもあります。

自治法という縛りの中で、こういったたぐいのものは繰越手続をなかなかしないわけでございます。そういった上でこういう制度を定めておりますけれども、ある意味では、現行の制度が制度疲労を起こしているのかという感じもいたします。過去のもの、補助金制度から判断すると難しいと思いますが、こ

れからは何らかのそういう問題があれば、手続き的に何かできないか、我々も考えてみるということでございます。

皆川委員

やっぱりお役所仕事と言われるのはそこなんですよ。ある程度柔軟性を持たせないと、しかも予算に余裕があるんだから、考えてやっていくのが公平だと思うよ。やっぱり同じことをやっているんだからね。それをたったその3カ月の間にやった人だけがだめだということはおかしい。それをお役所仕事と言われないように、今、部長の言ったような考え方で、これからはぜひ救済してもらいたい。今回はしょうがないにしても、かなりわかってくれたようだから、これぐらいにしておきます。

(住宅用太陽光発電設備設置費補助金について)

大沢委員

私も聞こうと思っていたんですが、予算委員会でも聞いたけれども、まだなかなか理解ができないんです。テレビで盛んに、全国あっちこっちの太陽光発電の補助金をやっているんですよ。そのたびに、「あれ？」と思うんですよ。どうも、補助金が都道府県によってみんな違うようですね。全然違って、いいところはテレビでやるから、見た人が、「国が決めた補助金をくれたと言うけれども、山梨は違うよ」と。それにプラスして、市町村の補助金があるところとないところがあるんですよ。現時点で、山梨県で市町村の補助金があるところを教えてください。

小野環境創造課長 17市町村ございます。具体的にということではございましょうか。

大沢委員

それは資料を出してくればいいです。

17市町村以外の方々は、「あれ、おれのところは違うのかな」というような話題が出るんですが、実は予算委員会で質問をした中で、「うーん」とするのは、新築家屋は対象外なんですね。それから、もう1つ、ローンを組んでいなければだめということなので、うちを建てて新築のときにすれば、屋根も角度もいろいろなものが決まってくるし、足場も組まなくてもいいということなので、新築を外すという、この辺はどうしてなのでしょう。何で新築を外すのか、詳しく聞きたいんですがね。

小野環境創造課長 今、大沢委員御指摘のとおりでございまして、新築の場合には、ほかの建物と一緒に太陽光パネルを設置しますので、経費が既築住宅に比べて安上がりにできる。国のある調査によりますと、既築に設置する場合と新築に設置する場合で、キロワット当たり15万円ほど違います。したがって、今、平均的に、大体4キロワットのパネルをつけておりますので、15万円の4倍でございまして、新築と既築では60万円ぐらいの差が出てしまうということではございます。そういうことで、どうしても既築のほうに経済的な負担がかかるということから、導入が進みにくい既築住宅のほうに補助をしているという状況でございます。

大沢委員

はい、いいです。

(住宅用太陽光発電設備設置費補助金について)

岡委員

だから、課長、今までもずっと言ってきたことなんですね。全国都道府県の中で、よそでは新築もやっているわけですよ。だから、なぜうちでは既築だけにするのかということなんですよ。新築だっていいじゃないですか。よそでや

っていないならばともかく、やっているんだから。だから、そのことは来年度へ向けて、部長も今、答弁の中で言ったとおり、今から考えるみたいな話をしてくれたんですけれども、いずれにいたしましても、よそでやっていて、うちでできないということはないということですよ。その辺はいま一度、また今後とも考えてください。終わります。いいです。

(試験研究費について)

安本委員

森の2ページの林業試験費の試験研究費、花粉症対策ヒノキ・スギ品種の普及拡大技術開発についてお伺いしたいと思います。前に、県内の花粉症調査をやったことがありますして、山梨県は半数ぐらいの人が花粉症という結果が出ました。国民病みたいになっていて、こういう話題が出てくると、またマスクの季節が来るのかなというようなことを思うんですけれども、私も、花粉症の発生源対策としては、スギ・ヒノキの品種改良といえますか、少花粉・無花粉というような苗木を早く開発していただいて、それを植林していくことが大事であると思っていましたので、この研究費の補正があって喜んでいるところです。たしか、森林総研のほうでも、今までそういった研究もしていらっしゃったと伺っております。現状の研究と、この補正予算によって、どのように変わっていくのか、もう少し細かく教えていただけたらと思います。

深尾森林環境総務課長 先ほど予算の説明でさせていただきましたように、県では、これまでも少花粉のスギ・ヒノキに対する研究開発を進めてきまして、今年度から26年度までということで、ヒノキの花粉症対策種苗の生産手法の確立に着手しました。今年度は、ヒノキの少花粉の品種を挿し木等により増殖する基本的な研究を進めております。

一方、今回の研究というのは、スギ・ヒノキの花粉症対策品種を生産する技術で、他の花粉とまざらないような、適切な手法による開発が研究のメインテーマになっています。ですから、どちらかという、県でやる研究を、今回、国の研究経費で発展させてやらせていただくということで、研究が相互に補完できるものと解釈しております。

安本委員

少花粉ですけれども、全国で無花粉のスギが出ているように聞いていますけれども、そういったところの研究については、山梨県はどのようにされているんでしょう。

深尾森林環境総務課長 実は少花粉のスギは100品種以上開発されております。ただ、無花粉につきましても2品種で、まだ開発中ということです。少花粉の場合は、まだ花粉による増殖というのも一部可能なんですけれども、無花粉は挿し木による増殖ということで苗木を生産する技術が非常に限定されており、まだ実用化まで進んでいないという現状になっています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※議案第76号 平成22年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見 なし

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(F S C 認証林である県有林の活用について)

岡委員 これは県議会の代表質問か一般質問の中で出たかと思うわけですが、恩賜県有財産の100周年記念事業をどうしていくのかということを含めて、F S C の問題です。これは世界90カ国の中における制度の中で、平成15年に山梨県県有林のF S C が認定されたと私は理解をしていますけれども、その活用方法について質問があったかと思いますが、肝心の答弁がなされていないと私は感じていまして、再度、委員会において質問させていただきます。

江里口県有林課長 F S C につきましては、今、委員が御指摘のように、平成15年に認証取得しまして、期間が5年でしたけれども、1回更新いたしまして、今、7年たちました。活用については、県有林は御下賜以来100年間、県土の保全に努めているわけですが、そういうことを広く、県民の方々並びに世界の人人々に知っていただくという取り組みの一環としてやらせていただいています。

そのためにも、木材を、環境に配慮した木材として世に出していくということも、1つの重要な役割と考えています。そういうことの中で、今、F S C 材をいかに外に出していくかということで取り組みを始めさせていただきます。まず、F S C というのがなかなかわかりづらいということで、今、普及に努めることをやっています。1つは普及物品ということで、今、我々が使っているコピー用紙についても、森林環境部のコピー用紙についてはすべて、F S C 材の県有林材をミックスした紙を使っています。もう1つは、割りばしという形で、F S C の県有林材を使った割りばしをつくって、今、観光連盟などにも御協力いただいて、普及物品として配布させていただいております。普及を目的として、F S C を極力広めていって、もっとF S C の木材を使っていたきたいと、考えております。

岡委員 平成15年から7年経過する中で、一定の部分では動き出したなと私も感じているわけでありまして。しかし、まだまだ一般の方々に、F S C とは何なのか、どういう木材なのか、どういう県有林なのかということをおわかっていただいている方々は

少ないと私は感じているわけです。やっぱり、これについて広く県民に知っていただく、これらのことについて取り組みはどんな形でなさっていますか。

江里口県有林課長 ただいま申し上げましたように、確かにF S Cが何かという御理解がまだ少ないという中で、先ほど申し上げましたように、まず身近なところから普及させていきたいということで、1つはコピー用紙、割りばし、もう1つは、そういう木材を使ったフェアのところに行って、F S C材というものはこういうものですよという普及啓発活動を今、やっているところでございます。

岡委員 ことしの春だったか、山梨市の飯島製材さんへ行ってきました。あそこはペレットを加工しているわけでありましてけれども、F S Cの、県有林の廃材を活用しているわけですね。私はやっぱりF S Cのロゴマークのついたペレットを使うという形で全国的に出せるんじゃないかという感じもするんですが、その辺どうですか。

江里口県有林課長 確かに、飯島製材さんなどが一生懸命、F S Cの普及をされています。そういう取り組みについて、我々も当然支援をする中で、県内での普及を図るのが、まず第一だと思っています。F S Cというのは、全国的に見ても、これだけの面積で取得しているところは山梨県しかありませんので、そういう意味で、県外にも普及活動の場があれば、我々としても積極的に出て行って、F S C材の普及啓発に努めていきたいと思っています。

岡委員 今、課長さんもおっしゃるように、全国の中で、F S Cの認証を山梨県ほど、これだけの面積をとっているところはないわけでありまして。1回更新して7年たったということでありましてけれども、いずれにいたしましても、これだけの認証をとることは大変なことなのね。ですから、これだけの面積の県有林の、これだけの森林の認証をとったということを含めて、もっと多くの方々に知っていただく。県内はもちろんのこと、全国的にももっともっと知っていただくような努力が必要だと。7年たったから、そろそろかなり出ていってもいいんじゃないかと私は感じているんですがね。

だから、確かに、コピー用紙にしる、あるいは割りばしにしる、そういう形でお使いいただくのは結構でありますけれども、例えば鉛筆にも活用できると思うんですね。世界の中でも、何百カ所しかない、1000カ所もないわけありますから、そういうことからするならば、すばらしい制度だと私は思っています。それをこの前も私は、たしか、予算委員会の中でも発言させていただいたんですが、いずれにいたしましても、もっと積極的な取り組みをすべきだと思っていますが、今後とも、県内はもちろんですが、国内の、あるいは企業に対して、活用していただくような考え方というのはいかがでしょう。

江里口県有林課長 いろいろな面で使えると思うし、我々が最終的に願っているのは、F S Cの家という形で、家づくりをするということが一番だと思っています。ただ、家づくりというのは木材の量を確保することなど、なかなか難しい面もあるので、その前に、とにかくF S Cというのはどういうものかというものをまずは普及するために、私としても、例えば家具メーカーのほうに行って説明をしたこともあります。そういう形の中で、積極的に使っていただけるように、今、お願いに歩いているというのが現状です。



岡委員 わかりました。いずれにいたしましても、あまり同じ話をしてもどうかと思いますので。この御下賜100周年という経過の中で、あわせて、積極的なPR活動をして、FSC認証林を活用していくべきだと考えますので、ぜひ御努力をしていただきたい。終わります。

(地球温暖化対策について)

安本委員 地球温暖化対策についてお伺いします。今議会でも、県の地球温暖化対策実行計画の進捗状況の質問がありました。CO<sub>2</sub>の排出抑制のことについてはかなりの答弁があってよくわかったんですけども、森林のCO<sub>2</sub>吸収源対策についてはどうなのかと思い、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

県では、森林吸収量確保推進計画を立てておられて、CO<sub>2</sub>の削減、吸収ということで、吸収の目標を立てて進めていらっしゃると思います。その計画の中では、2012年までに、CO<sub>2</sub>削減量94万2,000トンという吸収量が掲載されておりますけれども、この進捗状況についてはどのようになっているのでしょうか。計画どおり進んでいるのかどうかお伺いします。

宇野森林整備課長 今、委員からお話のございました森林吸収量確保推進計画ということで、森林吸収源対策につきましては、森林整備の目標面積とか、目標を達成するための課題あるいは取り組みといった内容について定めて、取り組みを進めておるところでございます。

今、お話のありました94万2,000トンという削減目標につきましては、冒頭ありました実行計画の中で、二酸化炭素の吸収目標ということで、2012年の短期目標の中で数値を定めております。森林吸収源対策は、例えば森林整備とか路網の整備、あるいは木材利用ということで、いろいろな項目に取り組んでいるところがございますけれども、森林整備が主たる部分で、間伐を積極的に現在推進しております。平成19年から24年までのここ6年の間に、3万6,000ヘクタールということで目指して取り組んでいるところがございますが、大体半分の3年という期間を過ぎた中で、今、間伐の実績は全体の4割程度となっております。

また、吸収量はこういった対策を実施した面積から算定しておりますが、目標の94万2,000トンに対しまして、平成21年度時点の実績はまだ76万6,000トンという数字になっておるところでございます。こうした状況を踏まえまして、また引き続き、今後とも、間伐をはじめとした森林整備を積極的に取り組んで進めていく必要があると考えています。

安本委員 分けてお伺いしようかと思ったんですけども、全部答えていただきましたので、ありがとうございます。

それからもう1つ、地球温暖化対策における施策の体系の中で、再生可能エネルギーの導入という柱もありまして、太陽光、小水力、燃料電池の報道はたくさんなされておまして、大体は理解をさせていただいていると思うんですけども、バイオマスという柱がもう1つあります。このバイオマスの導入について、どのように進められているのか、簡潔にお伺いしたいと思います。

大竹林業振興課長 県では、林地未利用材などの積極的な利活用に向け、山梨大学や市町村、事業者等を構成員とする、木質資源利用システム検討会を設置し、木質バイオマスをいかに効率的に安定的に供給し利活用していくかについて、関係者の調整を図っているところです。また、ペレットボイラーやストーブを、一般県民が多く利用する、清里の森センターや武田の杜エンタランスなど、普及展示効

果が高い県有施設で導入を進めるなど、木質バイオマスの普及活動にも積極的に取り組んでいるところであります。

安本委員

ペレットストーブについては、部長のほうからも本会議で答弁がありまして、6基、設置するという話がありました。これは2009年4月9日の新聞なんですけど、木質バイオマスの普及促進ということで、重油から木質ボイラーへの企業の転換を促すという記事が載っており、県が110社に転換を呼びかけるというような内容が報道されておりました。ペレットストーブだけではなくて、ペレット、チップも使った木質ボイラーへの転換というのも確かに大事なことで、私も読ませていただいていたんですけども、この木質ボイラーのほうについては、その後、呼びかけをされて、結果としてどういう状況だったのかお伺いします。

大竹林業振興課長 ペレットボイラーにつきましては、平成22年度に県有施設の清里の森管理センターなど5施設で導入し、今後につきましても、普及展示効果の高い県有施設には導入したいと考えております。また、市町村等につきましては、キープ協会で清泉寮の冷暖房、給湯用にペレットボイラーを導入、南アルプス市では、ペレットの加温施設による農産物の試験実証栽培の実施、山梨市の地域交流センターにおいては、ペレットを使用した冷暖房対応施設のボイラーの導入等、10件ほどの導入の実績はあったと承知しています。

安本委員

わかりました。CO<sub>2</sub>の排出抑制対策、それから、吸収源対策、再生可能エネルギーの導入ということで、地球温暖化対策の実行計画は進んでいると思います。県の条例の中で、この結果については、毎年、環境保全審議会のほうに報告をするということになっておりまして、私も県のホームページで、8月3日に開催をされて、その中で、山梨県地球温暖化対策実行計画の実施状況ということで報告がなされて、了解されたと承知をしています。資料をいただいて、どういう内容だったのか見せていただいたんですけども、1枚物で、非常によく、コンパクトに入れられているなどと思いました。

ただ気になるのが、県の実行計画の中には、CO<sub>2</sub>の削減量という目標が、例えば短期的には2012年で何%というふうに定められておりまして、本来ですと、こういう施策に取り組んだ結果、1年間で何%削減できましたということがわかれば、県民にとって非常にわかりやすいし、励みにもなるんじゃないかと思います。対策の実施による削減吸収量と、実行計画における2012年の削減短期目標、こういったものの関連というんでしょうか、どのようにして、幾ら削減しましたというのが決まるのか教えていただきたい。

小野環境創造課長 実行計画におけます削減目標の進捗率ということかと思えます。今、委員からも御指摘がございましたように、昨年3月にこの実行計画を策定いたしまして、昨年度、いろいろな対策、取り組みをしてきたところでございます。

この対策の結果、どのぐらいCO<sub>2</sub>が減ったかということになりますと、実は本会議で知事が答弁をされましたけれども、排出抑制計画を提出していただいている皆さん方が今回の場合は130事業者あったわけですが、その業者から報告をいただいた分につきましては、実数でどのぐらい減ったというようなことがわかります。約13万トン減っているわけですが、

それ以外の事業者、あるいは家庭のほうからどのぐらい削減ができたのか、また、運輸部門から削減ができたのかということですが、そういった数値につきましては、実は国の統計を活用して、推計をしている状況で

ございます。国におきまして、昨年のいろいろな実態等がまだ把握できおらず、そういった統計がまだできておりませんので、現時点では、県全体としてどのぐらい削減できているのかということは把握できないという状況でございます。

安本委員 　では、2012年の短期目標について、その結果がわかるのは大体いつごろになるんですか。

小野環境創造課長 　CO<sub>2</sub>の削減量につきましては、今、申し上げましたように、国の統計を使っております。具体的には、国の総合エネルギー統計に基づきます都道府県別エネルギー消費統計を活用して、県のほうで推計をしているわけでありまして、この統計は、まず、国におきまして、国全体でどのぐらいの排出量になったのかをまず固めた上で、それを都道府県別のいろいろな統計資料を活用いたしまして、各都道府県別に国全体の数値を分割いたします。その作業に、県のほうで2年程度かかっております。国のそういった統計資料が出た上で、県のほうで推計をいたしますので、当該年度の数値がわかるのが3年程度かかるというのが実態でございますので、2012年の数値がわかるのは、2015年前後になると考えております。

安本委員 　削減量は国の統計に基づくということですので、時間がかかるということはわかりました。私も毎回毎回申し上げているんですけども、各事業者の方の排出抑制計画の提出、そして、削減量が今回出てきました。家庭系のものもかなり一人一人の県民の皆さんの努力だと思うんですね。そのときに励みになるようなものということで、話をさせていただいているんですけども、県内の事業者、それから、家庭の皆さんの努力で、県としてこれだけのものことができました。例えばこの実行計画に基づく対策施策についても、これは文字ですけども、県民の事業者、皆様方一人一人の努力のおかげでこういうものとして1年間できましたというものが、わかりやすい形で広報されていけば、励みになるのではないかなと思います。

一番端的な、この例がいいかどうかはわからないですけども、新聞報道で広島市を見ましたら、去年の例えば電気料とかガソリン使用、電気料だったかな、これを実際に比較して、その差額について交付金などを出すということがありました。励みというふうなことだと思いますけれども、無駄な電気をつけていけば、やっぱり消そうかなということに結びついていくと思います。1年間、県で努力をしてくださった結果を、環境部局として、これだけのCO<sub>2</sub>の削減量、吸収量ということでは出ないかもしれないんですけども、やっていただいた結果、こうなっていますというようなものがわかりやすく示せたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

小野環境創造課長 　おっしゃるとおりでございます。県におきましても、例えば今、お話に出ました家庭部門におきましては、今、環境家計簿の取り組みを数年前からやっているわけでございます。今年度も、より県民の皆様方が取り組みやすいようにというようなことで、質問項目というか、対象のエネルギーの項目を減らしたりとか、あるいは、短い期間でもできるようにということで、2カ月でもいいですよというお話しをしながら、取り組んでおります。この取り組みの結果につきましては、集計の上、また県民の皆さん方に広報をして、このぐらいの取り組みの中ではこの程度減っていますというようなものにつきましては、広報してまいりたいと考えております。

安本委員

私の言い方が悪かったのかもしれないですけども、これ、環境保全審議会に出された実施状況なんですけれども、すごいよくまとまっていると思います。これはホームページ上では量が多いからということで、量が多いかどうか、少ないと思いますけれども、まだ掲載されていないと思います。ですから、これをもう少し県民の皆さんに全体がよくわかるような形で広報をしていただきたいということをお願いをさせていただいて、別の質問をさせていただきたいと思います。

(市町村での地球温暖化対策推進実行計画策定について)

地球温暖化対策の推進に関する法律、国の法律ですけれども、これには市町村の推進計画の策定が義務づけられておりまして、当然、県では、県の事務や事業に関する実行計画はつくられています。山梨県内の市町村について、この計画が全部つくられているのかどうかをお伺いしたいと思います。

小野環境創造課長 県内27市町村のうち、20市町村で実行計画が策定されていると承知しております。

安本委員

やっぱり各事業者にもお願いしているわけですから、残りの未策定の市町村か町村かわかりませんが、ぜひ早く計画策定について取り組んでいただいて、そして、まず自分のところから取り組むということを指導していただきたいと思いますけれども、いかがでしょう。

小野環境創造課長 市町村の実行計画につきましては、先ほど委員から御指摘がございました法律がございしますが、法律が制定された後、市町村に対しまして、県のほうで説明会を開催してきたところでございます。それから、その策定状況、あるいはまた、前あった計画を改定したかどうかという改定状況につきましても、毎年度照会をして、策定がないところにつきましては、策定を促しているところでございます。さらに、今年度におきましては、実は今月の終わりに、既にこの計画を策定済みの市町村も含めまして、すべての市町村に対しまして、実行計画の策定内容のもう少し細かい具体的な内容が盛り込めるような計画の策定に向けまして、環境省とも一緒になって、説明会を開く予定であります。

(明野最終処分場について)

金丸委員

廃棄物の最終処分場にかかわる最近の状況について聞いた上で、問題提起をしたいと思います。まず、既にわかっていることでもありますけれども、春先に、搬入物の値下げをしましたね。これは、どのぐらいの金額で、当初の金額の何%ぐらいの比率になっていたか、まずこれをお尋ねします。

守屋環境整備課長 3月1日から受け入れ料金の引き下げをいたしました。それぞれの品目ごとに単価が異なりますが、平均で18.8%の引き下げを行ったところであります。

金丸委員

3月1日から、今のお話にあったような受け入れ料金の引き下げが行われて、昨年5月からオープンしたときのものと比較をした場合に、この料金値下げをした結果、搬入状況はどんな状況になっているんですかね。

守屋環境整備課長 ことしの3月以降と、今、委員がおっしゃられた、昨年5月からことしの2月までという比較でいきますと、1日当たりの搬入量は、昨年の開業以来

今年の2月までは1日当たり12.89トン立米、それから、受け入れ料金引き下げ後の1日当たりの搬入量、これは9月末日まででございますが、55.82トン立米ということになってございます。これを簡単に比較しますと、3月以降は、1日当たりの搬入量が約4.3倍に増加したということでございます。

金丸委員

当初の搬入の目標では、1年間にこれだけ埋めて、5.5年で満杯になるというものがあつた。今度、4.3倍になつたということですが、新しい数値目標はつくつてあつたのですか。当初の目標があつて、値下げ後の目標をつくつて、それで、値下げ後に目標に対して何倍になっているというものは、この辺のものはつくつてあるかどうかということと、その辺の数値はどうなつているのか。

守屋環境整備課長 当初の目標である概算収支計画では、1日当たり約170トンの計算になります。平成21年度と平成22年度を両方合わせますと、1日当たりの搬入量の平均は約32トンになります。ですので、今の170トンとの比較でいきますと、18.9%になるということでございます。

金丸委員

私が今、そういう聞き方をしたのは、当初の目標はもともとの単価の目標なんです。新しく単価を下げたという時点から目標を立てて、それに対して、現状どう推移していくかということをやっぱり把握する必要があるんじゃないかと思うんですね。これについては、これからでもいいから、やっぱりそういうものを立てて、その目標に向かっていくようにしてもらいたい。どうですか。

守屋環境整備課長 今の委員の御指摘のとおり、初めの概算収支計画から見ますと、相当下回る結果になってございます。ただ、ことしの4月以降の状況でいきますと、現在、ほぼ右肩上がり搬入量が増加しています。これは全庁的な取り組みだとか、企業の皆様、市町村の皆様の御協力もいただきながら、例えば4月が1,100トンのところを、7月が1,300、8月が1,500、9月は1,800と右肩上がり上がっておりますので、もうしばらくの間はこの搬入量拡大の努力をさせていただいて、ある程度のところを見込んだ上で、委員御指摘のような計画を立てていきたいと考えております。

金丸委員

今話を聞いて、話の中身に基づいてわき道にそれるけれども、月を追うごとに搬入量が拡大をしているという話がありましたね。それはいいことだと思う。それはなぜ拡大しているかということについての分析というのはされているんですかね。

守屋環境整備課長 まず、先ほど委員の御指摘のあつた3月の料金の引き下げで、県外の処分場との間で、こちらのほうに価格的にも入れやすくなつたというのがまず1つ。それから、全庁的な搬入促進の結果、例えば公共事業での活用促進だとか、市町村の方にもいろいろお願いした結果、上下水道の汚泥を入れてくださるとかというようなこと、それから、知事みずから廃棄物協会にもお願いした経緯もございまして、やっぱり長期契約を民間の方々が結ばれておりますので、それを徐々に県の環境整備センターのほうの活用にかえていただいているのではないかと、徐々に搬入量が拡大していると考えております。

金丸委員 検討委員会で検討したところ、当初の計画から35億円の赤字になるという数字が出たわけですね。今回、料金値下げをして、それによって数値も多少上がってきている状況があると。だけど、それは当初の目標値から見れば、まだまだ低いと思うんですね。このまま推移した場合は、増えてきているからなかなか計算しづらいかもわからんけれども、何年ぐらいであそこが満杯になるということになるのかな。5.5年で何%だという数字が出て、その後どのぐらいいけばという、その辺の推測はされているのかな。どうかな。

守屋環境整備課長 現在の搬入量の増加傾向をどの時点で読むかということは大変難しいところでございます。4月から9月までは2倍弱の増加をしました。その点で、まだ私どものほうでも今後の読みができないものですから、もうしばらくの間、今後どの程度でということについての推測は、今現在ではできないという状況でございます。

金丸委員 そうすると、埋め立ての当初に議論があった、搬入品目の拡大、それから、搬入期間の延長というような話もあった。今の状況でそれを挽回するには、埋め立て量のこともあるし、期間も5.5年で終わりというわけにいかないということだと思う。そうすると、そういうことを検討していかなければならないというのがマスコミなどでも報道されたり、県もそういう考え方を持っているということだったんですね。この辺の検討状況というのは、棚上げして、まだ見通しが出ないから、先送りだということになっているのか、徐々にそういうことを、数字を出したりして検討しているのかということについてはどうですか。

守屋環境整備課長 搬入量の見込み、それから、今後のリサイクルを踏まえた廃棄物の進展などを考えて、いろいろなシミュレーションは行っております。ですので、ある程度、今後の受け入れの推移を見定めた上であれば、そのシミュレーションの中のこういうものに当てはめられるかなということはやっておりますが、ただ、そのもとになるような、今、搬入量の推計等を一生懸命やっているところでございますので、もうしばらくの間、その検討については、まだ外へ出せる状況でないということでございます。

金丸委員 今、もうしばらくという話がありましたが、いずれにしても、こういう課題というのは県民も非常に関心がある課題です。だから、方向性というのは、できるだけ一定の時期に速やかに出していくということが私は大切だと思っています。その辺、もうしばらくというのはどのぐらいかというのが言及できたら、いつごろという話をしてください。

守屋環境整備課長 その辺については、いろいろ数字的なタイミング、そのほかのタイミングがございますので、この段階で、いつごろということはまだ言えない状況でございます。申しわけございません。

金丸委員 できるだけ早くそういう方向性を出すということを要請しておきたいと思います。

それからもう1点は、廃棄物処分場の事業団への派遣職員の人件費というのが、年度当初、8,357万8,000円と出ていた。これは、搬入量が少ないんだから、人件費も、人を減らせるとかいうようなことは考えられないのかね。あそこを運営していくのには、搬入量が多くても少なくても同じだけ経費はか

かるという意味合いかもわかりませんが、やっぱり収入に対して支出ということを考えれば、ここもちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思っていますが、ここはどうですか。

守屋環境整備課長 事業団の職員体制も含めて、効率化というところで一生懸命やっているところです。ただ、事業団につきましても、昨年に比べて台数も相当多くなっているということ、それから、処分場の検討もやっておりますので、その関係で、職員については昨年と同様の配置体制としたということでございます。今後、例えば1日5台と1日10台で職員が2倍違うのかといったら、そういうわけでもございませんので、委員の言うとおりに、配置体制の効率化をなるべく図るような形で、人件費の抑制だとか、必要な経費も新しく見積もるようにさせていただくように検討したいと思っております。

金丸委員 今、話がありましたが、人件費だけじゃなくて、あそこの運営上の問題でできるだけ効率化を図って、全体のスリム化を図って、支出を少なく抑えるということについては、なお一層努力をしていただくように要望して終わります。

(再生エネルギーの活用について)

岡委員 安本委員の質問について、ちょっと関連させてください。先ほど、私はFSCの話もさせていただいたんでありますけれども、つまり、ペレットの活用、ペレットボイラーの問題であります。御案内のように、公共施設6カ所というお話も今までの中ではさせていただいているわけでありまして、民間の方々に対して、どんな対応をされているのかお聞きします。

大竹林業振興課長 民間の方々につきましては、林業関連のフェスティバル等で、直接、ペレットストーブなどを見ていただいたり、林業改良指導員が事業所を回って、利用法だとかパンフレットなどをお届けして、普及に努めているという状況でございます。

岡委員 私は今まで10何年来、太陽光発電の個人住宅に対する補助金をという形で言ってもらいましたが、前の知事も、その前の知事も、これについては全く取り組んでもらえなかった。そういう中では、たとえ半歩でも、現在の横内知事は足を踏み出していただいた。つまり、先ほど来からお話いただきましたように、既設の個人住宅に搭載したものは、補助金が出るようになった。新築はまだ対象になっていないという点で残念でありますけれども。

しかし、それはともかくといたしまして、やっぱりペレットストーブも、個人住宅の場合には、実は建物の中へつけるのは非常に難しいんですね。屋根へ煙突を抜く、もしくは横へ抜くということ、あと1つは、確かにヒーターというか、エアコンでは事は簡単なんですけれども、やっぱりストーブというのは、非常に家が汚れるという言い過ぎですけども、大変なんです。そういう点で、やっぱり何らかの対応の仕方を個人住宅の場合には考えてやらなければいけないと思いますが、いかがでございましょうか。

大竹林業振興課長 ただいまの委員のお話ですが、今、取り組んでいる甲斐の木で家をつくる会の活動とも絡めて、山梨県に合った住宅、県産材を使った住宅がどういう構造がいいのかということも含めて、今後、ペレットストーブがどういう形の間取りであれば、一番効率よく配置できるのかなど、継続して検討してまいりたいと思っております。

## 岡委員

甲斐の家の活動という形の中で、検討委員会を立ち上げて、それなりに積極的に取り組んでいただきたいわけであります。部長、今までの経過の中で、やっぱり環境問題を考えて地球温暖化ということからするならば、重軽油からペレットへ、木質バイオマスへという流れの中では、ペレットストーブの活用は、公共施設はもちろんですけれども、積極的に個人住宅に対してもこれからはしていくべきだと私は考えています。そういう点で、これからもできれば前向きに、太陽光発電の個人住宅の問題がようやく半歩前に出ましたけれども、ペレットストーブにおきましても、これは県産材の廃材なんかも使いながら、飯島さんのところでやっているのを見ますと、私はやっぱり非常に大切だと思いますので、これらについても積極的な取り組みを、ぜひ補助金問題を含めて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

中楯森林環境部長 各先生方から環境問題に対する、特に地球温暖化問題、こういった問題に対する御指摘をいろいろいただきました。国も県もそうでありますけれども、これからいろいろ考えていかなければならないのは、今取り組んでいるのもそうではありますが、やはり環境を大事にしていかなければならない。そして、環境の取り組み、イコール、やっぱり環境産業というものを育成して、これを産業として多くの成果を上げなければならない。需要と供給という問題もありますけれども、そういう意味で、ペレットの問題もやや、まだまだという状況だと思います。これはやはり需要が多くなれば、供給側も非常にコストが下がるわけでありますけれども、技術革新を進めながら、太陽光をはじめ、本県の県有林は15万8,000あるわけですから、そういったものの活用とか、いろいろな意味を含めてやっていかなければいかんなど。あわせて、ごみ問題もそうではありますが、やはりここも金がかかるわけであります。それによって、また産業も振興していくわけであります。そういう意味で、環境という分野をしっかりとした産業につくっていかねばならないとも思っておりますが、それには県民の方々の御協力が必要であると。そういう意味で、促進する意味で、いろいろな意味で、補助制度もある。このようにぜひ御理解いただいて、これからも取り組ませていただきたいと思います。

## その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月25日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 8月24日から8月26日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 棚本 邦由